

第十九回 参議院厚生委員会會議録第三十二号

昭和二十九年四月二十六日(月曜日)午後一時三十八分開会

委員の異動

四月二十一日委員湯山勇君及び中山壽彦君辭任につき、その補欠として藤原道子君及び柳原亨君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員

大谷 肇君
竹中 勝男君
柳原 亨君
高野 一夫君
谷口 三郎君
西岡 ハル君
廣瀬 久忠君
堂森 芳夫君
有馬 英二君
青柳 一郎君

衆議院議員

政府委員

厚生省業務局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務副局長 久下 勝次君

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 多田 仁巳君

本日の會議に付した事件

○小委員の補欠選任の件

○理事の補欠選任の件

○厚生年金保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○厚生年金保険及び船員保険交渉法案(内閣送付)

○理事(大谷肇君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

本日は私が委員長代理といたしまして、僭越ながら委員会を開かせて頂きます。

先ず委員の異動を御報告申し上げます。

四月二十一日付を以て湯山勇君及び中山壽彦君が辭任され、後任として藤原道子君及び柳原亨君が選出せられました。御報告をいたします。

次に、覚えの御報告に関する小委員欠員一名を指名いたします。藤原道子君にお願いをいたします。

○理事(大谷肇君) 次に、理事補欠互選を行います。前理事湯山勇君の後任理事補欠互選をいたしたいと存じます。その方法は如何いたしませうか。

○竹中勝男君 方法は成規の手続を省略いたしまして、委員長において指名されるように御説教をいたします。

○理事(大谷肇君) 只今の竹中君の御説の通り御説教でございますか。

○理事(大谷肇君) 御説教ないと思えます。それでは前理事湯山勇君の補欠として理事に竹中勝男君を指名いたします。

○理事(大谷肇君) 厚生年金保険法案を議題といたします。政府委員から

説明をお願いします。

○政府委員(久下勝次君) 厚生年金保険法の詳細を説明を申上げるのでございますが、御覧を頂いておきます。よろしく、この法律は本則は百五條、附則三十九條、合計百四十四條という龐大な案になっております。これを逐一御説明を申上げますと、徒らに時間の

みを要すると思えます。便宜厚生年金保険の大要につきまして、お手許に私が御説明を申上げるためのメモ的なものをお配りいたしました次第でございます。主な条文は関係の項目のところ

ろにそれ、引用をいたしまして、皆さんが後刻詳細に御覧を頂きます御便宜のためと思ひまして、勿論早急に作成をいたしましたために、必ずしも正確を期し得られない点があるかと存じますけれども、私なりに考えまして、この程度の各条を御覧頂きます

れば大体御了承頂けるのではないかと存じます。一応の分類をして見ましたものでございます。本日は時間も余りたくさん頂けないよう

でございますので、このお手許に差上げたメモに基きまして、概略の御説明を申上げて、逐条説明に代えまして頂きたいと思ひ次第であります。

先ず法律の内容に入ります前に、第一に厚生年金保険制度の現況とい

うのが差上げてあります。御覧を頂きたいと思ひますが、この数字は最初に昭和二十八年十二月末現在の現況が書いてございます。適用事業所の数が二十

十三万一千三百四十三事業所ござい

まして、そこに働いております強制適用

被保険者、その他の被保険者が七百六十七万六千三百三十四人ございまして、この被保険者によつて扶養されてお

ります被扶養者は健康保険法の例にならしまして、計算をいたしまして千二百二十万五千五十三人ということござ

いますので、この制度に、昨年十二月末現在で関係を持っております被

保険者及びその被扶養者は、合計約二千万に近い数字になるわけでございます。

次に保険給付の件数及び金額が書いてございますが、御案内のように現行の制度は昭和十七年に制定されたものでございまして、昨年十二月末現在におきましては、養老年金の受給者はまだ出ておりません。それ以外

の保険給付が行われているわけでございますが、障害年金受給者は全部で四万三千四百五十一件ございまして、一件当りの金額は二万七千二百九十九円、その総額は十一億八千五百二十八万五千九百九十一円というわけでございます。

寡婦(かん夫)年金はこれは被保険者が被保険者期間中にまだ養老年金をもらひ前に死亡いたしました場合のその遺族に対して給付をする遺族である

寡婦、かん夫に対して給付する年金でございますが、件数が五万六千七百三十七件ございまして、金額総合計十億三千五百四十四円余っているわけ

でございます。即ち一件当り一万八千四百四十四円という年額に相成つておりま

す。

遺児年金はやはり同様のものございまして、被保険者が死亡した場合の遺児に給付いたしているものであります

が、三千七百六十九件ございまして、総金額五千二百二十六万四千円

でございます。一件当りの金額は一万三千八百六十七円ということに相成つて

おります。

それから旧法遺族年金という言葉がここに書いてございますが、これは遺族年金と申しますのは、障害年金受給者が死亡した場合及び老齢年金、現行法では養老年金、養老年金の受給者が死亡いたしました場合にいたしますその遺族に対して出す年金でございます。現在養老年金受給者がこの時期にはございせんので、各障害年金受給者に出してあるものでございまして、これが一万五千九百八十八件ございまして、その金額は一億三百四十四万四千円、一件当り金額が九千七百二十三円というふうになつております。

それから障害手当金、障害の程度の低いものに対して一時金を出しますものが、これが昭和二十八年年度の月平均件数を出しまして一千件でございます。一人当り金額が七万六千四百円あります。

それから脱退手当金が九千四百件、これも月平均支給をいたしておる現状でございます。一人平均の金額が一

万七千九百円ということになつております。その他遺族一時金等の一時金が月平均六十件出ておりまして、一件当

り

りの金額が三万二千円、こういう現況でございます。

次に積立金の現在高、これはできるだけ最近のをと思ひまして、昭和二十九年三月末現在をとりまして、八百五億二千四百三十三万二千円、殆んどこの大部分は五年以上の、資金運用部資金に長期預託をいたしております。その利率は法律で定めるところによりまして五分五厘に相成っております。極く少額約十億程度のものに過ぎませんが、これは短期預託になつております。短期と申しますのは五年未満のもの、主として運用上の関係もございます。一年未満の期間で預けるというものが多いのでございます。その分が極く少額あるわけでございます。

それからなお厚生年金保険をやつておりますのは、どういふ職員がおるかという意味で職員と機構とをここに書いておるのでございますが、勿論申すまでもなく厚生省保険局におきまして全体の事務の統一をいたしておりますが、各府県に保険課を置きまして、但し東京都だけは保険部になつておりまして、その下に三課ございます。一応便宜これを含めまして各県に一つ、それから大都市等被保険者の多いところにおきましては、都道府県庁の中の保険課だけでは手が廻りませんので、そういう地域に對しまして六十八の保険出張所を置いております。これで現場の仕事を担当しておるわけでございます。ところが、そこに配置しております職員は先ず中央の関係ではここにございますように内訳は省略いたしますが、二百三十人、地方の保険課及び保険出張所の職員が合計五千六百五十五

人配置しておるわけでございます。但しこれは政府管掌健康保険の事務と一緒にした数字でございますので、予算上厚生年金保険関係の職員を引出してみますると中央に二百四十人、それから地方に二千三百二十六人というふうになつておるわけでございます。但し実際の事務は、政府管掌健康保険の適用の事業所と厚生年金の適用事業所は御案内のように殆んど同一でございます。その中で、この職員は一括して配置いたしまして、事務の上ではこの厚生年金関係の職員がこれだけやつていられるというふうな運営をいたしておらないわけでございます。私どもの所管の船員保険、健康保険を含めまして全体として有無相通するような事務の担当をいたしておるわけでございます。

これが厚生年金保険の現況でございますが、次に厚生年金保険法をなぜ改訂いたさなければならぬかということにつきましまして極く簡単に申上げおきたいと思ひます。この点につきましては、大綱は提案理由の説明で御案内でございます。申し上げたいと思ひますが、少しく細かく申上げてみたいと思ひます。でも申上げましたように、今回この法律の改正をいたさなければなりません。一番大きな理由は、この法律が昭和十六年に制定をされまして、その後終戦後の御承知の激しいインフレの時期を通じて参りました。このインフレの対策として、極めて一時的な便宜的な措置が講ぜられたままになつておるといふところが、一口に申しますと、改正を必要とする一番大きな理由でございます。なぜかと申しますと、当時インフレが進行いたします関係上、賃

幣価値がどん／＼下落をいたしました。従ひまして、御案内のように、次々とベース・アップが物価の後を追つかけて上昇して行くという状況で、勤労者の生活は非常に窮乏であつたわけでございます。そこで、こういうふうな先々の長期の保険に對して、保険料を支払うというふうなことにつきまして、被保険者の中に相当不満の聲が起つたわけでございます。甚しい場合には、厚生年金保険の不要論さえ當時出たわけでございます。そこで、当時の為政者といつたしましては、この制度を何とか被保険者に喜ばれるような制度にいたしたい、同時に又インフレの進行に對する便宜な措置も講じて行きたい、こういうふうな両面の、見ようによりましては、相反する要求を解決しようとして、一時的な措置をとつたわけでございます。その一つの現われは、當時まだございせんでした被保険者の期間中に死亡しました遺族に對して、寡婦、遺児、及びかん夫年金という制度を作りましてわけでございます。もと／＼その當時では老齢年金又は障害年金の受給者が死亡した場合に、一応その遺族に對してのみ遺族年金という制度がありました。新たにそういう資格を持たないものが死亡いたしました場合には、その遺族に對して、遺族である寡婦、かん夫、遺児に對しまして年金を出すというふうな新しい制度を作つて、いわゆる喜ばれる制度という現われの一つにいたしましたわけでございます。それからもう一つは、脱退手当金という制度が、これは制度創設當時からあつたのであります。これは途中で被保険者をやめて而も再び被保険者にならないような人に

對しまして、本人のかけた保険料程度のもので還付して、いわゆる掛け損にならないようなことにしておくことが必要であるという考え方の上から、創設當初から行われておつたのでございます。ところで制度創設當初におきましては、一般男子千分の九十四、坑内夫は千分の百二十三という非常な高率な掛金を取つておりました。被保険者本人の負担分はその半額に相当しておるわけでございます。一般男子としましては千分の四十七、千分の四十七を毎月の給与の中から支払つておつたわけでございます。その給与に對しまして、若干の利息をつけたものを脱退手当として返す、還付するというような制度が昭和二十三年からあつたわけでございます。昭和二十三年には、あとで申上げますように、保険料率を引下げましたので、当然脱退手当金の額も下げるべきであつたのでございます。が、給付の額を下げると思はれない制度になるというので、実はそのときに下げるべきものを下げずに、脱退手当金としては、利息を含めまして千分の五十五程度に相当するものを支給をするという旧制度のままに据置きましてわけでございます。そこで今日におきましては、脱退手当金という制度は被保険者本人にとりましては貯金をしておくよりも数倍有利であるというふうな、保険としてはちよつと考えられないような制度がそのまま残つております。現状でございます。こういうふうな面を下げないようにはたさうというふうなことから、なおそのほかには平均標準報酬という制度を最終三カ月の標準報酬に直すとか、いろいろ手段が

購ぜられて参つたわけでございます。一方におきまして、負担率を急激に下げなければならぬというやうなことから、そこで今申上げたやうな面におきましては、給付の内容をよくいたしまして、當時としても当分發生の見込みのない養老年金につきましては、この支給額を極度に低額なものに押付けてしまいました。そうして、そうすることによつて保険料率を下げ得るようにはしたわけでございませう。これは申上げるまでもなく、厚生年金といつたしましては、少くとも長い将来をずっと見渡しての計算をいたしますと、養老年金といふのが一番財政的には多くを占めるものでございませう。年とつた者に対する年金支給といふものが一番多くの部分を占めるものでございまして、御参考になり余談になりませんが、五十年後の私どもも今見通してあります受給者の比率を見ますと、年金受給者総数が五百二十万人ぐらゐに見込んであります。その半数以上の二百八十八万人が老齢年金の受給者になるわけでございまして、遺族年金は百七十六万人、障害年金に至りましては、六十五万人程度でございませう。ものと見ておるわけでございませう。

結局老令者に對する年金給付というものが一番保険の財政の面から、年金保険財政の面から見ますと、大きな部分を占めるわけでございませう。そこで、この給付を極度に制限をいたしますと、財源的にも多くのものを要しないという計算になりますので、つまり保険料率が引下げられたわけでございませう。さういふ観点から、昭和二十三年の改正の際に、老齢年金はそれまでの制度では平均標準報酬の四カ月分、こ

ういう制度になつておりましたが、この平均標準報酬を基礎にとる標準報酬を當時としては最低の報酬である三百円に押えまして、三百円の四カ月分きり出さない、こういう制度を當時作つたわけでございます。そこでそういうようなことをいたすことによりまして、先ほど申し上げました千分の九十四という高率の保険料率を一挙に千分の三十に引下げてしまつた。これは一応そういう見方をすれば長期計算として成立します。老齢年金を月に百円きり出さないという制度を作ることによりまして料率を下げ得られますが、一応数値計算もした上で、さういふ、見ようによつては無理な制度をとつたわけでございます。このことは裏を返して申し上げますれば、老齢年金の支給が始めまする際には、当然これは内容を改正すべきものであるというところは當時から予期しておつたというように私は考えておりますし、又事実さうでございます。

さういふ関係がございまして、昨年の十二月以降坑内夫の養老年金支給が開始をされますような現段階になりましたので、それは一つには経済の立直りも大体順当になつておるといふうに見てよろしい現在におきましては、どうしても制度全般に目を付けまして、さうして将来に向つての年金の給付を合理的なものにし、更にその裏付けとなる財政計画につきましても、安心のできる見通しを立てたいというのが、今回の改正を必要とする理由のうちに考へておる次第でございます。

時間がございませんで先を急がして頂きますが、そこでお手許に差上げました資料の第三から入りたいと思ひます。いまするが、法案の内容について項目を分類してみたのでございます。内容は第一を総論といたしまして、二を保険給付、三を財源、この三つに分類をしてみたわけでございます。第一の総論につきましましてその(一)は被保険者に関する規定、いろいろ細かいことが書いてございまして、その基本的なものは適用範囲、及び適用事業所の問題でございます。ここに關係の条文第六、第九、第十二条というものが書いてございまして、現在の法律の建前は、先ず適用すべき事業所を業種別に分類をいたしまして、そのうち五人以上の被備者を使つております場所をいゆる適用事業所といたしまして、ここに挙げてゐる被備者は全部強制適用被保険者としたしておるわけでありまして、併しなからこの分類に挙げられておりません事業所でありまして、これは五人以上使つておるが業務分類に挙つていない事業所と、五人未満のものということになるわけでありまして、若しそこに働いてゐる被備者の過半数の同意を得た場合におきましては、事業主の申請によりましてこの法律の適用ができるようになっております。これを私どもは任意包括適用というやうな言葉で呼んでおります。更に又一定の条件に当てはりますものは、本人が個人的に希望をすればこの保険の被保険者となり得る制度でございます。これは一つは任意単独被保険者、一つは任意継続被保険者、本人の希望によりましては、細かいことは重複いたしますから省略いたしますが、本人の希望によりまして被保険者となり得る制度を設けておるわけでございます。

その他の点でこの被保険者に関する規定で御注意を願ひたいと思ひます。規定は、従来は保険給付につきましても、若し被保険者に不服がありますれば不服の申立機關をこしらへまして、そこで公正に行政庁の処分等を判断して再検討をするというやうな制度になつておつたのであります。被保険者の資格があるかどうかという問題につきましましては、不服がありましても、疑問があらましても、これを不服申立をする制度がなかつたのであります。今回の改正におきましては被保険者が實際の業務につきましまして、自分は確かに雇主が認めても行政官庁がこれを認めないというやうな場合がありましますので、そういう被保険者に不服がありまします。別の規定によりまして審査請求ができるというやうな制度を新たに設けた次第でございます。従ひまして被保険者の資格に關しましては別に書いてある審査請求というものは今度新しく入りまして規定でございます。なお、資格の得喪につきましましては、今度も従来と同様でございますが、制度の關係上被保険者一人々々から届出を取るといふことは不可能でございます。この制度になつております。今回の改正案でもそれを續けて行く考えでございます。そうなりますと、事業主の勝手な怠慢によつて届けなかつたり何かする場合があります。被保険者に不利になる場合が予想されますので、被保険者に対して必ず届出た場合には通知する、又決定の通知があつた場合には通知するといふことになつて、被保険者に対して常に連絡がとれるやうにいたしましたのであります。なお、被保険者が事業主の怠慢のために、或いは不慮の事故でやつてくれなかつたやうな場合には、被保険者本人から行政官庁に申立てることができるといふやうにいたしましたのであります。いろいろ、な面から新しい規定を加へまして、被保険者保護に遺憾のないやうにいたしましたのであります。

その次は、標準報酬でございます。標準報酬につきましては大きな点は現行三千円から八千円まで、最高八千円で頭打ちをいたしておるのであります。そこで標準報酬といふものは、御承知の通り事務上の便利のために、そこに属しております報酬を一定の等級に当てはめておるのであります。即ち現行法では三千円から八千円まで六等級にわけられております。今回の改正はこれを三千円から一万八千円まで十二等級にわけましたのでございます。これによりまして一方におきましてはこの標準報酬額に保険料率をかけたもので、保険料の調整をいたします。一方におきましてはこの標準報酬額を基準にいたしまして、年金その他の保険給付が行われるわけでございます。従ひまして標準報酬をどういふ枠で押えるかといふことは、一方におきましては保険料に關係を持ち、他面におきましては保険給付に重大なる關係を持つわけでございます。現在船員保険と同じやうな制度でございます。船員保険は三万六千円が最高額になつておりますが、私どもとしてはこの点をどういふふうにするかといふことをいろいろ検討したのであります。今申し上げたやうに標準報酬の枠を一挙に引上げるといふことは、事業主或いは被保険者に対して相当大なる負担をかけることにもなります。それが一つと、それから今度の改正におきましては、後に申し上げますやうに定額額を相当大に取入れまして、標準報酬のみでやるといふ従来の考え方を變へまして、定額額の性格を大に取入れまして、標準報酬といふものは必ずしも高く引上げなくてもいいのではないかと考へ方も若干加味いたしまして、主たるものは負担の増進を避けたという意味から取りあへずの改正は一万八千円といふことで御審議をお願いしておるわけでありまして、標準報酬の決定なり、或いは届出、記録、通知、審査の請求等は、細部について申上げる点もございまして、ここに引用してあります条文を御覧を頂くことで御了承頂きて、先に進みたいと思ひます。

るといふことになりまして、過去の低い標準報酬を取つてゐるものをそのまま保険給付の基礎として取るのは如何であらうかと考えまして、これにはいろいろ方法があるわけでございますが、いろいろ検討いたしました結果、私どもとしては過去に三千円未満の報酬を取つてゐた時期がありましたならば、それはずつと三千円取つてゐたものとして計算をする、こういうふうにしたのでございます。いろいろ物価の変動に応じてスライドしたかどうかというお話もございましたが、これは一つには保険財源、保険の財政上の大きな問題でございますので、いろいろな点、そうした積極、消極両面から検討いたしまして、又実際の被保険者の出入等を考慮に入れます、こういう過去の報酬が三千円未満の場合は三千円に引上げるということが最も實際的であるというふうに考えまして、そういう措置をとりましたわけでございます。

それから次に、保険給付に入りたいと思ひますが、保険給付の考え方、ここで通則として書いてございまして、今回の厚生年金保険法におきましては、各種年金即ち老齢年金、障害年金及び遺族年金のこの三つの年金であります、この三つの年金を通じて、基準年金といふものの考えをとつて、基準年金といたしまして、基準年金額と加給年金額、こういふものを二つとりました。この基準年金額と加給年金額を加えたものを年金額とする、こういうような考え方をとつておりまして、通則におきまして基準年金額という制度をとりまして、各種年金について基準年

金を基礎として年金額を定めるというやうな行き方をいたしまして、全体の一つの何と言ひますか、考え方の筋を通ずと申しますか、そういうふうなことをとつたつもりでございます。基準年金額と申しますのは、先ほど言ひました、先ず第一の定額の報酬比例を加味して計算をする。こういうふう

にいたしてございまして、原案では基準年金額が月千五百円、年一万八千円ということにしてあります。これに月割にいたしまして、千分の五の月一万円をとつておきますれば五十円、これが月割の額でございます。これに被保険者であつた期間の月数を割じましたものが報酬比例として出て来るわけでありまして、比例部分として出まして両方加へ合せましたものがここに言う基準年金額でございます。

それからなお、老令年金、障害年金及び遺族年金を通じて一定の条件に当てはります被扶養者には加給年金を出すことにしてございまして、これは現行法では月一人について二百円であり、これを倍額の四百円に上げました。これは公務員の一般の家族の家族手当と同額にいたしましたのでござい

ます。一人四百円、年間四千八百円というのを加算をいたしました。従いまして今子供が二人あるという場合には三人おるわけでございますから三倍、月額にして千二百円の加給年金がつくというわけでございます。加給年金と基準年金とを合計いたしましたものを年金額として表示いたしました。これを当該被保険者の、本人の証書の中に書き込むというやうなやり方をとることになりましてございまして、それから次に調整という表現がござい

ます。が、これはこの制度の中で老令年金と障害年金を両方もち資格の出る場合がございまして、そうした場合に、二重になりまして、それをやるかという調整でございますが、結局これは高いものをやるという考え方をとつております。従来からそういう考え方で行つて

おります。それから次に、保険給付の制限という表現の条文が引用してございまして、これは自分が、被保険者が死んだ場合にも、故意で死んだというやうなもの、或いは遺族年金を受ける資格のある者が、例えば主人を細君が殺したというやうな場合には、その細君には遺族年金を出さないというやうな種類の制限でございます。審査の請求は、従来からある制度そのままでござい

ます。次に、老令年金でございます。ここにもいろいろなことが条文を引用してございまして、先ず第一に申上げたものは、資格期間と私ども申しておりますが、老令年金をもらいますためには、一般被保険者は二十年間被保険者として保険料を納める必要があるというところでございまして、これは現行法と同様でございます。但し坑内夫につきましては、実期間十五年で年金がつくことにしてござい

ます。なお、その次の高令者につきましては特例を新しく設けました。と申しますのは、二十年としておきますと、四十二、三才で被保険者になつた人は、多くの場合六十ぐらいで勤めることをやめるだらうと思ひます。そうしますと年金が實際もらえないということになりますから、高令者につきまして五年という特例を設けました。それ

からもう一つは逆でございまして、坑内夫につきましては、一般の人が二十年であるのに十五年という特例は従来からあつた制度でございますが、そのほかに従来は継続した、今申上げた十五年間に更に十二年間被保険者でございまして年金がつく。こういう二重の特例が坑内夫にはございまして、これは制度の考え方から或いは経緯から申しましても、この際やめたほうがいいんじゃないかと考えまして、継続を十五年間に十二年という条件は一応原則としては廃止することにいたしました。ただ、この法律施行の際に、被保険者であります人たちにつきましては、その期待権を尊重して、そのものがずつと続いて十二年やればらるるやうにしたわけでござい

ます。なお、念のために申上げますが、昭和十七年にできてまだ十二年は経つていないのが現状でございますが、それが坑内夫に年金が出るようになります意味は、そのほかに更に坑内夫につきましては、戦時加算といふものがあつたわけでございます。約一年八カ月ほど戦争中に、その間に坑内夫で働いておりましたものは、更に加算がありまして、三分の四の計算をしてやるというやうなことになるわけでござい

ます。そこで十二年で出る人が十一年三カ月で受給開始があるというこのために、その人たちが昨年十二月以降受給資格を得るやうになつたわけでござい

ます。これからの期待権は、それ今後とも尊重するといふ建前をとりましたわけでござい

ます。年金額は先ほど申上げた基準年金額に加給年金額を加えたものでございまして、特に申上げることはありませ

ん。

失権及び支給停止は、御覧頂ければわかりますように、死んだ場合とか、或いは又被保険者になりますと年金はやらないという二つのものでござい

ます。

ここで経過規定をちよつと申上げておきます。経過規定の第一は、支給開始年齢でございます。この点最初に申上げませんで恐縮でございますが、一応老令年金は、幾つになつたら受給を開始するかということが問題でござい

ます。現行法では一般男子が五十五才、女子それから坑内夫は五十才で開始をするということになつております。併し平均六十才に、最近の平均年齢が順次延びておる現状から、又保険財政への影響も考え、諸外国の制度も考え合せまして、それ五十五才引上げることにいたしましたわけでござい

ます。従いまして、結局一般男子は六十才、女子及び坑内夫は五十五才で開始するやうに本案は修正をいたしましたのでござい

ます。併しながらこれに関連をして、一般的には停年制が行われております。五十五才停年というものが非常に多々ござい

ますので、急激的にこれを実施いたしまして、一般社会に對する影響が大きいと思ひま

して、計画的に附則第九条の規定を設けまして、二十年間に漸次引上げて行くやうな措置をとつてゐるのでござい

ます。具体的に申しますと、この法律施行のときに五十二才に達してゐるものは、現行法通り五十五才で開始する。四十九才から五十一才までの人は五十六才で開始するといふやうな場合に漸次延ばして行つて、二十年でこの規則が全面的に行われるやうにされてお

を、両者を調整をいたしたつもりであ

る。それからもう一つ、既得権の尊重と

いうこととをいいます。これはこの法

律施行のときにすでに受給権を発生し

ておられますものは、勿論給付をいたし

ます。同時に、例えば具体的に、十

二月以降でありますから、一月、二

月、三月、四月までのものと見てい

わけであります。その間に受給権の発

生いたした人は、現在の法律では

月百円の年金ということでございま

す。そこでこれは新しい制度による

年金を遡って差額支給をする制度を設

けたのでございいます。これが附則第十

を三級に分けました。そのほかに、そ

れに達しない程度のもので一時金とし

ての手当金を出すと、従来の制度は

残したわけであります。

そこで一級、二級、三級の療養の程

度に対してどういう考え方で支給

するかということとをいいますが、先

ず二級年金受給者と申しますか、二級

に該当する療養の療養のものは、大体

老齢年金受給者と同様に療養の程度が

一〇〇%と申しますか、そういうもの

と見まして、老齢年金と同額の支給を

する、一級のものには暫時看護を要する

ものも一級に格付をいたしまして月千

のは出せるようになるわけとをい

ます。それからもう一つは法律が改正に

なつたために年金額の減る人が出て来

る恐れがございいます。これは現行法と

比較いたしまして現行法よりも低くな

るような人がありましてならば、現行

法の高いほうを出してやるというよう

なこととも年金額の低下防止ということ

で附則第二十條に規定いたしたのでご

ざいいます。こうすることによりまして

遺族年金につきましては現在よりも低

くならないようにということも十分考

慮いたしたつもりでございいます。

それから次の遺族年金につきまして

を、両者を調整をいたしたつもりであ

ります。くだりようであります。現

行法で申しますと、寡婦（かん夫）、

遺族年金は文字通り配偶者と子供に出

る年金でございいます。この年金は二十

年経たないもの、三年経つても、五年

年経つても、死んだ人とは、その遺族に

対して年金が出る。その代り今度は一

方の現行法の遺族年金というものは、老

齢年金受給者が死んだ場合に必ず

年金でございいます。これは配偶者、

子のみならず父母、祖父母、孫まで及

ぶようになつてゐるわけとをい

す。そこでそういうような見方によつ

を、両者を調整をいたしたつもりであ

ります。くだりようであります。現

行法で申しますと、寡婦（かん夫）、

遺族年金は文字通り配偶者と子供に出

る年金でございいます。この年金は二十

年経たないもの、三年経つても、五年

年経つても、死んだ人とは、その遺族に

対して年金が出る。その代り今度は一

方の現行法の遺族年金というものは、老

齢年金受給者が死んだ場合に必ず

年金でございいます。これは配偶者、

子のみならず父母、祖父母、孫まで及

ぶようになつてゐるわけとをい

す。そこでそういうような見方によつ

でもなく、積立金の運用収入でありま
す。年々当分の間は積立金がどん／＼
殖えて参りまして、将来四、五十年経
ちまして恒常的なビークになりました
時期以後は、積立金から生ずる運用収
入と国庫負担と保険料と、この三者で
保険経済が賄えるような建前で計算が
してあるのをごさいます。

蓋だ簡単に恐縮でございましてけれ
ども、本会議も始まりましたようござ
いますので、私の説明はこれで終りた
いと思ひますが、なお、これは私がら
申上げる必要はないのでございませう
けれども、衆議院におきまして一部修正
を受け、これは後ほど別途又衆議院の
ほうから御説明を申上げる所存でござ
います。

○理事(大谷盛潤君) では本会議が
始まりましたので、暫時休憩をいたした
いと思ひますが、御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○理事(大谷盛潤君) では暫時休憩い
たします。

午後二時三十一分休憩

午後三時四十六分開会

○理事(大谷盛潤君) 只今から厚生委
員会を再開いたします。

厚生年金保険法案に対する衆議院の
修正点について衆議院議員青柳一郎君
から御説明を願ひます。

○衆議院議員青柳(一郎君) それでは
衆議院におきまして行いました厚生年
金保険法案に対する修正の御説明を申
上げます。この修正案は衆議院におき
まして改進黨、社会党両派並びに自由
党四派の共同修正になるものでござ
います。衆議院の厚生委員会はこの四派

からのみしか委員が出ておられない次
第でございします。

先ず第一点は、法律の第三十四条で
ございします。この条文は保険におき
ます年金給付につきまして、その基本
となる年金給付の算定方法を
規定しておりますが、そのうちの定
額部分の政府原案にありする一万八
千円、月千五百円でありするが、こ
れを年二万四千円、月二千円に改めま
して、政府の年金額の原案が低額に過
ぎまする点を修正いたすと同時に、定
額の部分の比率を大きくしたものでご
ざいます。衆議院におきましてこの月
千五百円という金額は、生活保護法に
比へても少いのではないかとという
ような論議が行われした点を汲入れ
ますと同時に、社会保障制度審議会な
どにおきまして、定額のみで定めるべ
きである。報酬比例分は入れなくて、
定額だけで行へべきであるというよう
な議論を取り入れることにいたしました
点から、定額部分をなお増大すべし
という結論から、かくのごとく増額い
たしたのでございします。

第二の修正点は、法律の四十四条で
ございします。この条文におきまして
は、老齢年金の加給年金額について規
定しているものでございまして、その
うち加給年金額の計算の基礎となりま
す子供の年齢を、其落組合法などに
よる子供の年齢と同様に、政府原案に
おきましては十六才未満となつており
ますものを、十八才未満まで引上げ
ようとするものでございします。なお、
これによりまして本条を適用いたして
おります障害年金の加給年金額につ
きまして、同様に十八才未満のもの
につきまして加給せられることと相成

る次第でございします。

第三の修正点は、五十九条でござ
います。この条文は遺族の範囲を定めて
おりますが、そのうち子供又は孫の
年齢を、十六才未満から十八才未満に
まで引上げようとするものでございま
す。従ひまして法律の六十三条に失権
というのをきめていた条文がござい
ます。これにつきまして十八才以上
ということに改める必要があるわけ
でございします。なお、遺族年金の加給年
金額は、遺族年金の受給権を有しき
子又は孫について加給せられることに
なつておりますので、本条の修正によ
つて自動的に加給せられることに相成
る次第でございします。

それから第四の修正点は附則第十六
条でございします。これは子供の年令引
上を、支給引上をすに現在支給の開
始されてる年金及びその受給権者が
死亡した際に開始せらるべき遺族年金
についても及ぼそうとするものでござ
います。

最後は、附則の第十八条の修正で
ございします。本条はすでに支給の開
始されております年金につきまして、改
正案による年金の最低額に達しないもの
を最低額まで引上げる旨を規定してお
りますが、第三十四条の先ほど申上げ
ました修正によりまして、この金額が
引上げられしために、本条において
も同様な老令年金におきましては二万
一千六百円とありするものを、月五百
円引上げましたために年六千円の増に
なります。従ひましてこれが二万七千
六百円と相成るのでございします。而
して第二項におきましては、これが遺族
年金に移つた場合の規定をしてゐるの
でございします。これが一万八千円と

いうのが政府の原案でございします。遺
族年金におきましては半額でございま
すから、修正によりまして六千円上り
ましたその半額三千円をこれに附加え
ることに相成る次第でございします。従
ひまして政府原案の一万八千円が一
万三千八百円と相成る次第でございま
す。

以上が衆議院におきまして行いまし
た修正部分でございします。

なお委員長の御了解を得ましたので
申上げたい点は、この本法案を可決い
たしきす際に附帯決議を行なつたので
ございします。一つの点は、この厚生年
金保険は将来国民年金を制定いたしま
す際の中核となるべきものであると
従ひまして国民年金に移行すべきとき
のことを考えるべきであるという議論
が多数に熱心に行われしした。従ひま
して政府はこの次の改正期、五年経ち
ますと、改正期が必ず参ることに政府
原案ではなつておりますが、この次の
改正期までの間に可及的速かに適用範
囲を従業員五人未満の事業所にも拡大
する、又標準報酬につきましては、こ
の原案は一万八千円とありでございま
すものを、健康保険等と同様にその最
高額を三万六千円まで引上げるなど
その内容の充実を図ると共に、進んで
国民年金制度樹立への基礎として、先
ず現行各種年金制度について総合的見
地から根本的な改正を行うことに最善
の努力を払うべきであるということが
附帯決議の前段でございします。

後段におきましてはこの法案の運
営に關しまして、政府は速かに次の諸
策の実現方に邁進すべきことを要望す
る。といひまして、三点を挙げまし
た。一つの点は、この巨額に上ります

厚生年金保険積立金の管理運用につ
きましては、効率的民主的な措置を講
じて、特に露出者の意向を反映し得る
ように工夫すること。第二点といひま
しては老人ホームなどの収容施設及び
療養施設を増設いたしまして、年金受
給者が年金によつて老後の生活を営み
得るような方途を講ずること、第三点
といひまして年金受給権を担保とす
る金融の途を講ずること、この二点を
後段におきまして要望として附加え
まして、これを決議いたしてございま
す。以上でございします。

○理事(大谷盛潤君) では先ず衆議院
の修正案に対しまして御質疑があつた
ら御質疑を願ひます。

○竹中勝男君 附帯決議のところの五
人未満、次の改正期までに五人未満の
ものにも拡大するといふ意味ですか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今の御
質問の通りでございまして、遅くも改
正期までに行へべきである、従つてそ
れまでの間できるだけ速かに行へとい
う趣旨でございします。

○竹中勝男君 それに關連しましてで
きるだけ速かに五人未満のものにまで
拡大するといふことについて、何か具
体的に更に衆議院の委員会としてはお
考えですか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 具体的に
結論がついたものはないと思ひます。審
議の際におきましてこの点が非常に強
く主張せられました。ただ政府当局の
答弁を承りますと、これらの五人
未満を使用しております事業所に働い
ております方々の数は、実に三百万人
にも及ぶといふお話でございします。
従ひまして今回取り上げようといひ

の、船員に与へたものと大分違ひます点は、船員保険につきましては、今申上げたような労災、労働者災害補償保険に該当しますものが災害補償というような俗に合つてゐる名前でこの制度に包含されております。これは船員法の規定に基きて、船員の最終の報酬を取つてゐる、その程度の生活を保障するといふのが建前でございます関係がありまして、昭和二十七年の春の国会におきて、標準報酬の枠がすでにその当

時から三万六千円に引上げられておるわけでございます。従いましてその関係上各種の年金の給付額が厚生年金保険に比較いたしまして非常に高くなつておるわけでございますので、陸上の労働者に対する厚生年金保険の制度と同じ歩調で改正をいたしますと、実際の給付におきまして大巾なレベル・ダウンが生ずる結果になるわけでございます。それでありますけれども、私どもといたしましては、何とかやはり陸上、海上の労働者は同じような歩調の年金制度を持つことがいいのではないかと考えまして、若干のレベル・ダウンは止むを得ないものとして原案を作つて見たのでございますが、社会保険審議会におきまして、使、中立的の三者の意見が一致いたしました方針が出て参りましたので、その線を基調といたしまして今回御提案を申し上げておるわけでございます。

そこで長期保険である年金部門につきましては、厚生年金保険と完全に同じ歩調に相成つております。即ち政府原案では定額千五百円に、月額にして、千分の五の報酬比例を附加して行く。それから陸上者に対しては加給金月四百円を加えるという点につきまして全然同一でございます。なお船員につきましては陸上の坑内夫と同じ扱いを従来からしております。資格期間につきましては十五年、又老令年金支給開始年齢は五十才ということになつております。そこで開始年齢を五十才を陸上について五十才に引上げましたのと同様に、これを又五十才に上げているのであります。全体に老令年金に關します限りは、厚生年金の改正

で申上げましたのと同様の改正をいたしております。

その他の障害年金、遺族年金につきましては、これは先ほど申上げたように、標準報酬の枠が引上つております関係で、而も現行法の船員保険法は最終四カ月の平均の報酬をとつて、その四カ月の平均の報酬というやうな年金を支給しております関係もございまして、厚生年金保険法の建前のようにいたしますと大巾なレベル・ダウンになりまして、これは大抵現行法通り置いておくべきであるという答申でありましたので、障害年金、障害手当金、それから遺族年金も現行法通り、寡婦年金、かん夫年金、遺族年金はそれ〴〵現行法通りに大抵置いた次第でございまして、ただ最終四カ月の標準報酬というものを、昭和二十八年の四月現行改正法が制定されました以後の平均標準報酬をとるというように若干修正をいたしました。その保険制度の基本的な観念でございまして、平均標準報酬という考え方を新しく取入れて部分的な改正を行いました次第であります。

それから脱退手当金につきましては、厚生年金保険法につきまして申上げたのと同様の制度を存続いたしますが、併しながら給付額につきましては、本人のかけた保険料に銀行預金の利子程度のものをつけたものを支給するということに變更しました点は、厚生年金保険と同様でございます。

なお、今回の改正に當りまして長期保険部門である年金制度につきましては、船員保険では以上のような改正を行なつたのであります。この改正の機会に、二新しい点が附加つてお

りますから申上げます。そのうち一つは従来船員が船に乗つております間は医師の治療を受けなくても、それは事業主負担になつておりました。保険では療養の給付をしてもらなかつたのであります。ところが大型船舶で外航航路に長く出ております船につきましては船員法の規定によりまして、船医を必ず乗せておかねばならないといふことになつております。船医が事業主の負担によつて船に乗つて船員の治療をしておるわけでありまして、ところが大型船舶で長く外航航路に出ております船員は、陸上に上りますと大抵身分のなくなる者が多かつたりいたしまして、或いは大部分船で生活をしております関係で、陸上で一般の療養の給付を受ける機会がないのであります。そこでこれは労使とも一致した意見として、船内の給付を療養の給付として認めてもらいたいという希望がございまして、今回の改正では一定の条件に該当する船舶内の船員によつて受けます治療は、療養の給付として保険の給付をすることとしたのであります。

第二は、従来船員である婦人につきまして、或いは船員の家族の分給につきましては分給費とか、或いは出産手当金育児手当金等の給付がなかつたのであります。そこで今回の改正におきましては保険事故の中に分給という字句を新たに追加しまして、船員である被保険者の分給、或いは船員の家族である者の分給につきまして、給付をいたしまして、陸上と歩調を揃えることにいたしましたのであります。

そのほか失業保険もこの中に入つておることは先ほど申上げたのです

が、この点につきましては、法文そのものは若干の文字修正程度でございまして、陸上の保険では、失業保険では保険料率が千分の十六に相成つておりますが、船員保険の保険部門は保険財政の都合も考えまして、今日まで千分の二十という保険料率に据置きまして、積立金も安定して参りましたので、この改正の機会に陸上と同様に失業保険部門の保険料率を千分の十六に引下げるということにいたしましてこの改正案を提出いたしている次第でございます。

極めて簡単でございますけれども、船員保険法の改正は大体以上のような次第でございまして、

○理事(大谷豊潤君) 本案の質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(大谷豊潤君) 御異議ないと認めます。

○理事(大谷豊潤君) 次は、厚生年金保険及び船員保険交渉法案を議題といたします。厚生省から御説明を願います。

○政府委員(久下勝次君) 交渉法という新しい名前が六十条ほどの法案を御審議をお願いしているわけでございます。これは私どももいたしましては、今回の厚生年金保険法及び船員保険法の改正に關連する一つの新しい行き方を示したものと考へておる次第でございます。

と申しますのは、先ほど申上げましたように、厚生年金及び船員保険と老令年金に關する給付の諸条件が一致いたしておりますので、この機会に陸

上及び海上の労働者につきましては、制度は別ではございますけれども、それれ相互に被保険者期間を通算いたしまして、老令年金の給付をいたしたい、こういう考え方をとつたわけでございます。老令年金に伴います遺族年金につきましては、従つて同様の措置をとるわけでございます。その関係上先ず第一に両方の被保険者期間の通算に關する規定をこの交渉の中に取入れた次第でございまして、

交渉法の内容の第二は、両方の保険給付の調整に關する問題でございまして、厚生年金保険法の説明の際にもちよつと触れて申上げましたように、厚生年金の被保険者が老令年金と障害年金と両方の受給権を獲得することがございます。そういう場合には、高いろの給付をやるという場合には、高いろを原則としてやるということを申上げました。両方の被保険者期間を通算することに関連をいたしまして、やはり遺族年金、老令年金につきまして同様の措置が必要になつて参ります。又障害年金と片方の老令年金とが受給権が発生しました場合の調整も必要になつて参りますので、こうした保険給付に關します調整の規定をこの交渉法案の中に取入れた次第でございまして、

詳細の点は条文が甚だ技術的であり、複雑でございますので、一々を申上げておきますと際限がございせんが、大体の狙いは以上のようなことでございます。そこで大体の考え方は仮に例を挙げて申しますれば、厚生年金保険の被保険者が途中をやめまして船員になつた、そうして船員保険の適用を受けるようになったといたしますと、そうして被保険者の資格を喪

「第三章 証明書及び記録」を「第三章 証明書」に改める。

第十九条及び第十九条の二を削り、第十九条の三を第十九条とする。

(理容師美容師法の一部改正)
第七條 理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二中第二項及び第四項を削る。

(死体解剖保存法の一部改正)
第八條 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除
第十七條第一項中「総合病院」を「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による総合病院」に改める。

第二十三條中「第六條」を削る。(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第九條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「届出に関する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、看護婦業務従事証又は准看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。」を「届出に関する事項を記載しな

ければならない。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の名簿の記載事項は、省令でこれを定める。

(薬事法の一部改正)

第十條 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を次のように改める。

2 薬劑師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出なければなら

ない。

第三十三條第一項中「及び前条第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」を削る。

第五十八條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第六條第二項の規定に違反した者

(覚せい剤取締法の一部改正)
第十一條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

(覚せい剤製造業者の報告)
第二十九條 覚せい剤製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、左に掲げる事項をその期間の満了後十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければなら

ない。

一 期初に所有した覚せい剤の品名及び数量

二 その期間中に製造した覚せい剤の品名及び数量

三 その期間中に譲り渡した覚せい剤の品名及び数量

四 期末に所有した覚せい剤の品名及び数量

(児童福祉法の一部改正)
第十二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二を削り、第三十四條の三を第三十四條の二とする。

第五十八條第二項中「若しくは前項の規定により」を「又は前項の規定により」に改め、「又は三十四條の二に規定する施設であつて同条第四項の命令に違反し、且つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるもの」を削る。

第六十二條第二項中「又は第三十四條の二第一項」を削る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一條の規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

(伝染病届出規則に関する経過規定)
2 この法律の施行前に伝染病届出規則第一条に規定する伝染病(黄熱、肺炎、産褥熱及び鼻疽を除く。)にかかつてゐる患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(覚せい剤取締法に関する経過規定)
3 覚せい剤製造業者が厚生大臣に対してなすべき昭和二十九年六月分の報告については、覚せい剤取締法第二十九條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定)
4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、厚生年金保険法案(予備審査のため付託は四月二日)

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦傷病者援護に関する請願(第二三〇五号)(第二三一四号)(第二三二七号)(第二三五一号)(第二三七七号)(第二三八五号)

一、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願(第二三三二二号)

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願(第二三五八号)

一、厚生年金保険法案中一部修正に関する請願(第二三八四号)

一、国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願(第二三八七号)

第二三〇五号 昭和二十九年四月十三日受理
戦傷病者援護に関する請願
請願者 熊本市千葉城町 笠時 乗

(覚せい剤取締法に関する経過規定)
3 覚せい剤製造業者が厚生大臣に対してなすべき昭和二十九年六月分の報告については、覚せい剤取締法第二十九條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定)
4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、厚生年金保険法案(予備審査のため付託は四月二日)

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦傷病者援護に関する請願(第二三〇五号)(第二三一四号)(第二三二七号)(第二三五一号)(第二三七七号)(第二三八五号)

一、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願(第二三三二二号)

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願(第二三五八号)

一、厚生年金保険法案中一部修正に関する請願(第二三八四号)

一、国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願(第二三八七号)

第二三〇五号 昭和二十九年四月十三日受理
戦傷病者援護に関する請願
請願者 熊本市千葉城町 笠時 乗

戦傷病者援護に関する請願
請願者 静岡市御幸町一ノ一 紹介議員 河井 彌八君

この請願の趣旨は、第二三〇五号と同

じである。

第二三五一号 昭和二十九年四月十日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 大分市中島五条三米 谷三雄

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二三〇五号と同じである。

第二三七一号 昭和二十九年四月十日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 島根県松江市殿町一 小川全勝

紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第二三〇五号と同じである。

第二三八五号 昭和二十九年四月十日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 名古屋市中区柳原町二ノ二 佐々木善一

紹介議員 大谷 賢雄君

この請願の趣旨は、第二三〇五号と同じである。

第二三三二号 昭和二十九年四月十日受理

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願

請願者 札幌市白川国立北海道第二療養所内 木南正敏

紹介議員 木下 源吾君

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月末日をもつて、打ち切られることになつてゐるが、未復員中自己の責にきす

ことのできない疾病に対しては、治ゆ

するまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられるとともに、恩給法による恩給受給者は、外地発病者(第一種症)に限られ、内地発病者(第二種症)は、恩給の支給を受けていないため、第二種患者の療養者は、貧窮の闘病生活をして

いる実状であるから、第二種患者に対して生活費が支給せられるよう、予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二三五八号 昭和二十九年四月十日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

請願者 島根県松江市殿町島根 県医薬業会長 佐次芳 市外二十四名

紹介議員 小瀧 彬君

現在わが国の薬種商は、何等一定の資格なく単に地方庁の免許によつてその業務に従事するに過ぎず、今日医師、歯科医師、獣医師、助産婦、看護婦、保健婦、理容師、あんま術師、毒物劇物営業管理人等保健衛生に携わる者のほとんどが資格をもたなければならぬい制度であり、全国共通であるのに反し、薬種商だけがこのままの姿で放置されていることは不合理であるから、保健衛生の完べきを期するため、指定薬品以外の医薬品販売業者(旧呼称薬種商)の免許制度を全国共通の資格制度に改められたいとの請願。

第二三八四号 昭和二十九年四月十日受理

厚生年金保険法中一部修正に関する

請願者 名古屋市中川区法華町 宇折戸四二ノ一 山口 鑒二

厚生年金法中老齢年金受給資格は、四十才を越えて被保険者となつた者は普通の職種では十五年でその資格がでることになつてゐるが、五十才を越えて被保険者となつたものの十五年は実際上年金のみでそれの目的を達することがきわめて困難であるから、五十才を越えて被保険者となつた者は十年以上とし六十才を越えてその資格ができるよう修正せられたいとの請願。

第二三八七号 昭和二十九年四月十日受理

国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五一四 井上五郎

紹介議員 湯山 勇君 小酒 井義男君 矢嶋三義君

国立病院、療養所においては診療内容の向上にしたがつて、エックス線利用者が激増したが、これに伴う防護設備の改善及び技術者の増員が行われなかつたためにエックス線技術者は、長期間危険度以上のエックス線曝射を強制され、全国的に技術者の健康状態が悪化してきたのであるがこの症状は「死の灰」によるビキニ被害者の健康状態(白血球四〇〇〇―三〇〇〇に減少)と同様であり、白血球の減少が原因となり、既に一名の死者を出し、一人の重病者を出している。(全国的統計

を、算出すれば全技術者の八十パーセントがエックス線障害を受けている(京大調査と同一)結果となりこのままの状態を放置するならば重大な問題に発展するから、是非とも技術者数を現在の倍に増加せられたいとの請願。

昭和二十九年五月十一日印刷

昭和二十九年五月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局